

# 特別代理人の選任の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

## 1 この申立てについて

後見人と被後見人の利益が相反する法律行為（これを「利益相反行為」といいます）をするには、後見人に代わって被後見人を代理する「特別代理人」の選任の申立てをする必要があります。

利益相反行為の例としては、被後見人と後見人が共同相続人として遺産分割協議をする場合や、後見人が自分の債務の担保として被後見人の不動産に抵当権を設定する場合等です。

なお、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人が被後見人を代理するため、特別代理人を選任する必要はありません。

## 2 申立てに必要なもの

### (1) 申立て費用

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 376円（内訳：84円×4、10円×4）

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

### (2) 提出する書類

- 申立書

《特別代理人候補者》

※ 裁判所に一任する場合は提出不要です。

- 特別代理人候補者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）

《遺産分割協議を目的とする場合》

- 遺産分割協議書（案）
- 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本又は死亡診断書の写し
- 相続財産に関する資料

例：預金がある場合、通帳写し

不動産がある場合、不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）及び固定資産税評価証明書

- 本人の法定相続分が確保されていることがわかる書面

例：遺産目録、遺産の評価額及び本人の取得額の一覧表

※ 遺産分割協議書（案）から、遺産の評価額及び本人の取得額がわからない場合に提出してください。

《抵当権・根抵当権設定の場合》

- 対象となる不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）

- 金銭消費貸借契約書の案
- 抵当権・根抵当権設定契約書の案
- 保証委託の場合はその契約書の案
- 《申立人又は本人の住所に変更があった場合》
- 住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票  
又は変更後の登記事項証明書
- 《申立人又は本人の本籍又は氏名に変更があった場合》
- 戸籍謄本又は変更後の登記事項証明書

- ※ 既に裁判所に提出済みで、記載内容に変更がない場合は提出不要です。
- ※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上